窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台の購入

入札申請関係書類

① 入札公告（写し）
② 入札説明書
③ 仕様書
④ 仕様確認申込書・入札内訳書
⑤ 仕様等に関する質問書
⑥ 提出書類の注意事項
⑦ 契約書（ひな型）
⑧ 誓約書（２種類）
⑨ 誓約書（様式８号）
⑩ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

＜ 担 当 ＞
兵庫県出納局物品管理課　物品班　打越
〒６５０－８５６７
神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号
TEL　０７８－３４１－７７１１（内線７５７８５）

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年10月14日

契約担当者
兵庫県知事　齋藤　元彦

１　調達内容

(1) 調達物品及び数量

窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和９年３月29日（月）

(4) 納入場所

太子町役場測定局（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

２　一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県出納局物品管理課　担当　打越
電話(078)341-7711　内線75785　　ＦＡＸ(078)362-3928

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和８年10月14日（水）から同月20日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（令和８年10月20日（火）は午後４時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和８年10月27日（火）午前11時00分　出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和８年10月23日（金）午後５時から同月27日（火）午前11時00分まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に行うこと。

4　仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア　受付期間

令和８年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）

電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後８時（令和８年10月20日（火）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所　前記３(1)に同じ。

ウ　提出書類

仕様確認申込書及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ　提出方法　電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果　令和８年10月23日（金）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の５以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に

代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ　再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台の購入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和９年３月29日（月）

(5) 納入場所

太子町役場測定局（詳細は仕様書のとおり）

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年10月20日（火）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて４(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

３　入札参加の申込み

(1) 参加申込

電子入札共同運営システムにより行うこと。

(2) 参加申込の期間

令和８年10月14日（水）から同月20日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（令和８年10月20日（火）は午後４時までとする。）

(3) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年10月23日（金）午後５時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

４　仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ア　受付期間

令和８年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和８年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時（令和８年10月20日（火）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ　受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１）

電話番号(078)341－7711（内線75785）　ＦＡＸ(078)362－3928

ウ　提出書類

（ア）仕様確認

仕様確認申込書及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

（イ）質問

仕様等に関する質問書

エ　提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　確認の結果

令和８年10月23日（金）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

５　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

６　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和８年10月14日（水）から同月20日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

7　開札の場所及び日時

(1) 場所　出納局物品管理課

(2) 日時　令和８年10月27日（火）午前 11 時 00 分

8　入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和８年10月23日（金）午後５時から同月27日（火）午前 11 時 10 分まで（県の休日及び午後８時から翌日の午前９時までを除く。）に入札を行うこと。

9　入札書の作成方法

(1) 電子入札共同運営システムにより入札する。

(2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５以上の額を、令和８年10月26日（月）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年10月26日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和８年11月９日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ　国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12　落札者の決定方法

(1) 前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

①　入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

②　入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③　入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13　入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和８年11月９日（月）まであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

(7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15　契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に契約担当者に提出しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア　落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出

し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ　契約書は、電磁的記録により保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18　調達事務担当部局

〒650-8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５-10-１

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341-7711　内線75785　ＦＡＸ：(078)362-3928）

窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計　購入仕様書

この仕様書は、兵庫県が購入する窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計（以下「機器」という。）について必要な事項を定める。

１　機器名

窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計

２　数量

１台（上記１の機能を有する機器を、複合機又は単体機として用意すること。）

３　機器構成

（１）測定項目

窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）及び浮遊粒子状物質

（２）測定方法

窒素酸化物：化学発光方式

浮遊粒子状物質：β線吸収方式

（３）機器の構成

①　窒素酸化物分析部（サンプリング部及び１時間平均値演算部を含む。）

②　浮遊粒子状物質分析部（サンプリング部及び１時間平均値演算部を含む。）

③　記録計

④　ラックケース

４　性能

（１）測定範囲

①　窒素酸化物

0～0.1、0.2、0.5ppm が測定でき、自動及び手動のレンジ切替が可能なこと。

②　浮遊粒子状物質

0～１㎎／m3 が測定でき、自動及び手動のレンジ切替が可能なこと。

（２）試料大気流量

①　窒素酸化物　　約１リットル／分以下

②　浮遊粒子状物質　１０～２５リットル／分（自動コントロールが可能なこと。）

（３）機差

①　窒素酸化物

・繰り返し性　　：フルスケールに対して±２％以内

・直線性　　：フルスケールに対して±４％以内

・ゼロドリフト　：フルスケールに対して±２ppb／日以内かつ±４ppb／週以内

・スパンドリフト：フルスケールに対して±２％／日以内かつ±４％／週以内

②　浮遊粒子状物質

・繰り返し性　　：等価膜値に対して±２％以内

・直線性　　：フルスケールに対して±５％以内
・ゼロドリフト　：フルスケールに対して±２％／日以内
・スパンドリフト：等価膜値に対して±３％／日以内

（４）ゼロ・スパン校正

窒素酸化物については、一定周期でゼロ・スパンガスによる校正が可能なよう、一定倍率に標準ガスを希釈する装置及びゼロガス発生装置が付属していること。

（５）記録計

①　記録項目　：窒素酸化物は一酸化窒素及び二酸化窒素の１時間平均
浮遊粒子状物質は１時間平均値

②　記録方式　：ハイブリッド記録（チャート及び測定値を印字）

③　記録紙　　：有効幅１８０㎜、帯状折りたたみで３４日以上の記録ができること。

④　記録紙送り：２５㎜／時

⑤　自動紙送り：停電復旧時には、自動的に記録紙を送ることにより、時間のずれを修正できること。

（６）テレメータ装置入出力端子

デジタル：環境省デジタルテレメータ共通仕様に適合した入出力

①　１時間値、瞬時値（オキシダント）

②　リセット信号

③　測定レンジ信号

④　その他　：機器異常信号、調整中信号、校正中信号、校正不能、電源断信号等「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」に対応できること。

（７）その他

①　電源　　：ＡＣ１００Ｖ、６０Ｈｚ

②　その他　：日本産業規格 JIS B 7953(窒素酸化物）及び JIS B 7954（浮遊粒子状物質）に規定する事項を満足すること。

５　付属品

機器１台につき次のとおり。

（１）窒素酸化物計消耗品	一式（１年間分消耗品）
（２）浮遊粒子状物質計消耗品	一式（１年間分消耗品）
（３）記録計消耗品	一式（１年間分消耗品）
（４）標準交換部品	一式（１年間の交換部品）
（５）空試験用ろ紙（フォルダ）	一式（浮遊粒子状物質計 空試験用）
（６）サンプリング管	２本（窒素酸化物、浮遊粒子状物質用各１本）
（７）一酸化窒素標準ガス	１本（自主検定付、１０～４７㍑）
（８）取扱説明書	２部（局舎保管用１部、県１部）

６　納入場所

太子町役場測定局（揖保郡太子町鵤２８０番の１）

７　納期

令和９年３月２９日（月）

８　納入方法

（１）機器を県が指定する場所まで運搬し、県の指示に従って据え付け、サンプリング配管・ガス配管・電気配線（テレメータ装置への信号線の接続等を含む。）を行うこと。

（２）デジタル化に伴いLC（ローカルコントローラ）が不要となるため取り外すこと。デイジーチェーン（数珠つなぎ）の中間にある場合は、先行LCと後続LCを再接続すること。

（３）機器全体を１つのラックケースに収納すること。

（４）機器据え付け終了後、必要な点検調整を実施すること。

（５）旧機器については撤去を行うこと。

紀本電子工業(株)製　窒素酸化物・浮遊粒子状物質測定装置

９　保証

機器購入後１年間は無償保証期間とする。

また、無償保証期間終了後であっても、隠れた瑕疵を発見した場合は、無償で修理または現品の交換を行うものとする。

10　検査及び検収

（１）納入する機器は、社内検査合格品であり、検査成績書を添付すること。

（２）機器の据付・調整終了後、別途県が実施する検査の合格をもって検収とする。

（３）納品・設置後に工事完成図書（機器設置の位置図、電源・テレメータ配線の図面、現地写真等）を提出すること。

11　その他

（１）機器の搬入・据付等において、故意または過失により、県または第三者に損害を与えた場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

但し、原状回復が適当でない場合は、損害賠償を行うものとする。

（２）テレメータ装置との接続後、明らかに機器側の原因によってテレメータ装置等が破損した場合は、県の指示に従って機器の修理はもとより、テレメータ装置を正常に修復させるに必要な経費を負担するものとする。

（３）県職員等に対して、機器の操作及び日常保守方法等、運転に必要な事項について説明を行うこと。

（４）納入された機器の消耗部品、定期交換部品及びその他必要な保安部品並びに当該機器専用部品（汎用品でないもの）については、機器納入後11年間は入手が可能な状態を維持すること。

（５）本仕様書に定めのない事項については、原則として県の解釈によるものとする。

仕様確認申込書

件　　名　**窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台の購入**

会社名：
担当者：
TEL：
FAX：
E-mail：

	品　　目	メーカー	品番・型番	数量	定価（税抜き）	金額(税抜き)	摘要
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※仕様書に定める内容が確認できる書類（カタログ）を添付し、入札公告及び入札説明書に記載の期限までに提出してください。

入札内訳書

件　　名　　窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台の購入

会社名:

入札金額：　　￥　　ー　（税抜き）

	品　　目	メーカー	品名・型番	数量	単価（円・税抜き）	金額（円・税抜き）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合　　計						

※　応札する物品のメーカー及び品番・型番を記入してください。
※　物品の納品等に要する経費（配送費等）も含めて入札（記載）してください。
※　太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

案件名	窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台の購入

番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県記入欄）

※仕様等に関して質問があれば記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

提出書類の注意事項

１　参加申請・質問・仕様確認申込書等の提出について（令和８年10月20日（火）午後４時締切）

(1)　入札参加申込については、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）により申請してください。

(2) 仕様確認のため、次の書類を提出してください。

・ 仕様確認申込書

・ 仕様書に適合することがわかるカタログ等

（注）仕様確認のうえ、仕様を満たすものと認められたもの以外のものにかかる入札は無効となりますのでご注意ください。

(3) 仕様に関する質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出してください。

(4) 県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出してください。

【(2)(3)(4)の提出方法】

電子入札システム、ＦＡＸ及び持参のいずれかの方法により提出願います（可能な限り電子入札システムをご利用ください。）。

電子入札システムで提出する場合は、参加申込の申請時にファイルを添付してください。

添付できるファイルは、１ファイルで、容量は１MB までです。

質問及び仕様確認の結果の回答は、**令和８年10月23日（金）**午後５時頃を予定しています。

２　入札保証金の納付について（令和８年10月26日（月）正午締切）

入札保証金として契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の５以上の額を納付してください。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除します。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、保険証書を期限までに提出した場合

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年10月26日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和８年11月９日（月）以降の任意の日を終了日としてください。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

イ　過去２年以内に国（公社・公団を含む。）及び地方公共団体等との契約実績が確認できた場合

過去２年以内の物品管理課で契約締結した実績について当課で確認し、実績がない場合は、「納入実績報告書」を送付しますので、国（公社・公団を含む。）及び地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

３　入札書提出の際に必要となる入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書を添付してください。入札内訳書には、上記１により認められた機種の商品名・メーカー名・品番・数量・金額等を記載してください。

４　入札額について

入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

５　開札日時：令和８年10月27日（火）午前 11 時 00 分

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和８年10月23日（金）午後５時から令和８年10月27日（火）午前 11 時 00 分までの間に、電子入札システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは上記期間中の毎日午前９時から午後８時（土曜日及び日曜日を除く。）までの間に利用できます。

（裏面につづく）

６　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札システム」を利用してください。

なお、**再入札の期限は、令和８年10月28日（水）午前 11 時 00 分**を予定しておりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いします。

７　契約保証金について（落札業者のみ）

落札された場合、本契約と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式８（第５の 16 関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除します。

８　契約書について（落札業者のみ）

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

(1)　書面の契約書の場合

物品管理課で準備する２通の契約書に記名・押印してください。

(2)　電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書（落札業者に様式を配布します。）を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班(担当:打越)
TEL:078－341－7711(内線75785)　FAX:078－362－3928 メールアドレス:kanrika@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先:【電子調達ヘルプデスク】
TEL:0120－554－538　平日(月曜～金曜日)の9時から18時

契　約　書（案）

１　品　　名　　窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計

２　規格（形式）　　仕様書のとおり

３　数　　量　　１台

４　契約金額　　￥　　－
（うち消費税及び地方消費税の額　￥　　－）

５　納入期限　　令和９年３月29日（月）

６　納入場所　　太子町役場測定局（詳細は仕様書のとおり）

７　契約保証金

８　納入の方法　　兵庫県の指示による

兵庫県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総　　則）

第１条　乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

３　乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検　　査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副２通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

３　乙は、第１項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第３条　乙は、納入物品が不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）
第６条　甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
２　前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
３　第１項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
４　追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。
５　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
（権利、義務の譲渡禁止）
第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
（代金の支払等）
第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。
（分　　納）
第９条　乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。
２　乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。
（乙の請求による契約履行期限の延長）
第10条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。
（契約の解除）
第 11 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2) 正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。
(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
第 11 条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項第２号に該

当すると認めたとき。

第11条の３　甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　甲は、前２条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

３　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

４　甲は、前２条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

５　前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第12条　甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第３項から第７項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（情報の利用）

第13条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

（警察の捜査への協力）

第 14 条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第 15 条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（履行遅延の場合の違約金）

第16条　乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

２　乙は、第３条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

３　前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

（賠償の予約）

第17条　乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同

様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第18条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第 19 条　契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第 20 条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（協　　議）

第 21 条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号

兵庫県知事　　齋　藤　元　彦

乙　住　　所

会　社　名

代 表 者 名

（別　表）

品　　名	型名	メーカー	数　量

納品場所：太　子　町　役　場　測　定　局　（　詳　細　は　仕　様　書　の　と　お　り　）

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

（基本的事項）

第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

⑴ 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者　（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

⑵ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

（受注関係者に対する措置）

第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

３　乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

⑴ 乙に対し第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑵ 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第３　甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

４　乙は、その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

５　乙は、第１項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

６　乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

３　甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

４　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）

第５　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

３　乙は、受注関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

４　乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

（契約の解除）

第６　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

⑴ 乙が、甲に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑵ 乙が、甲に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

⑶ 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

（損害賠償）

第７　乙又は受注関係者は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第８　乙は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第１関係）

労働関係法令

⑴ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
⑵ 労働組合法（昭和24年法律第174号）
⑶ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
⑷ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
⑸ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
⑹ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
⑺ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
⑻ 労働契約法（平成19年法律第128号）
⑼ 健康保険法（大正11年法律第70号）
⑽ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
⑾ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
⑿ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと
２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住　　所
会 社 名
代表者名
電話番号
電子メール

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台の購入

２　誓約事項

⑴ 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

⑵ 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

⑶ 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

⑷ 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

⑸ 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記⑵の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年　月　日

兵庫県知事　様

所　在　地

名　　称

代表者職氏名

電　　話　（　　）　　－　　番

電子メール

別表（誓約事項⑴関係）

労働関係法令
（１）　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
（２）　労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
（３）　最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
（４）　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
（５）　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
（６）　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（７）　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
（８）　労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
（９）　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
⑽　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
⑾　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
⑿　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

誓　　約　　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台の購入

２　誓約事項

⑴　次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契　約　名	契約金額	契約の相手方

⑵　本契約についても、誠実に履行すること。

⑶　上記⑴及び⑵に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

所　在　地
名　　称
代表者職氏名
電　　話
電子メール

様式８（第５の 16 関係）
（誓約書）

［留意事項］

誓約書の２⑴には、過去２年間（注１）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注２）とその契約と種類（注３）及び規模（注４）をほぼ同じくする（注５）契約を数回以上（注６）にわたって締結し、履行したもののみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注１）「過去２年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注２）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注３）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区　分	種　　類
物品関係役務の調達契約	・製造の請負 ・物件の買入れ、借入れ ・測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注４）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注５）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の７割に相当する金額以上のものをいう。

（注６）「数回以上」とは、２回以上をいう。

様式第１号（第５条関係）

兵庫県内に有する事業所等に関する申告書

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　　様

所在地
商　号
代表者名
電話番号
電子メール
（申告は本社代表者名で行ってください。）

案件名：窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計１台の購入

上記の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり申告します。

記

１　県内に有する事業所等の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　県内に有する事業所等の所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　県内に有する事業所等の代表者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　留意事項

１　この申告書は、一般競争入札に参加しようとする者で、兵庫県内に事業所等を有する者のうち、県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店･営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者のみ提出が必要です。

２　この申告書は、原則として一般競争入札への参加申込時に提出すること。また、契約担当者から提出を求められた場合は、速やかにこれを提出すること。